

熊本地震の影響を受けた小規模事業者の皆様へ

中小企業庁 平成28年度第2次補正予算事業

小規模事業者持続化補助金【熊本地震対策型】

平成28年熊本地震により、事業用資産が直接被災した、もしくは、売上減の間接被害が生じた、熊本県全域および大分県の一部地域(※)の小規模事業者を対象に、

➤ **経営計画に基づいて実施する販路開拓等の**

取り組みに対し**200万円**を上限に補助金
(補助率:2/3)が出ます

(※) 補助対象者は、熊本県全域および大分県の一部地域(別府市、日田市、竹田市、宇佐市(旧院内町、旧安心院町のみ)、由布市、九重町、玖珠町)に所在する、熊本地震の影響を受けた小規模事業者です。

- ・対象地域に所在する事業者でも、「平成28年度熊本地震復旧等予備費予算事業『小規模事業者持続化補助金』」の採択・交付決定を受け補助事業を実施している事業者は対象外です。(「一般型」の応募可)
- ・対象地域に所在する、熊本地震の影響を受けた複数の小規模事業者が共同して申請することも可能です。複数の事業者が連携する場合には、上限は400万円～2000万円。*連携小規模事業者数によります。詳細は公募要領をご参照ください。
- ・申請書類に基づく審査の結果、採択を受けた事業者が補助金交付の対象となります。

➤ **計画の作成や販路開拓等の実施の際、
商工会議所の指導・助言を受けられます**

《対象となる取り組みの例》

- ① 広告宣伝 ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
- ② 集客力を高めるための店舗改装
 - ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③ 商談会・展示会への出展 ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ④ 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更
 - ・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

[注意] 本補助金の支援対象は、販路開拓等の取組であり、被災した事業用資産の単なる復旧、買換え費用に対する補助ではありません。

【お問い合わせ先】

別府商工会議所 中小企業相談所
電話:0977-25-3311

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(申請書類の提出先)
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話:03-6447-0820 [9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日、年末年始除く)]

URL:<http://h28.jizokukahojokin.info/jishin>

【概 要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載している公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

熊本県全域および大分県の一部地域(別府市、日田市、竹田市、宇佐市(旧院内町、旧安心院町の
み)、由布市、九重町、玖珠町)に所在する、熊本地震の影響を受けた小規模事業者

[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、
専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、委託費、外注費

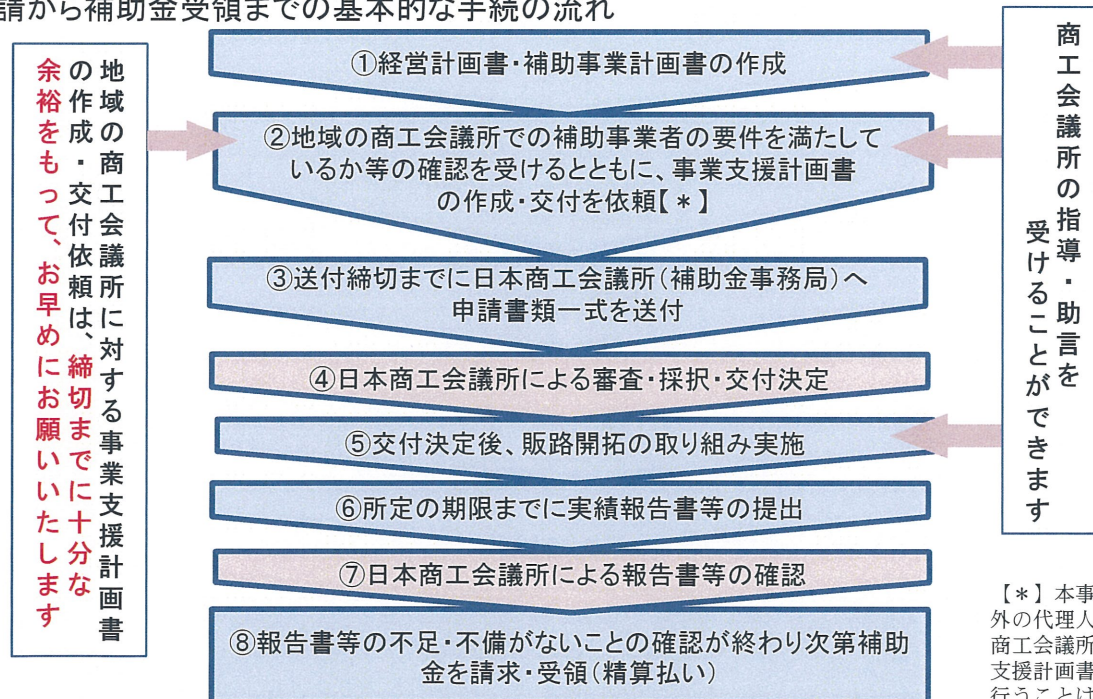
◆補助率・補助額

・補助率 補助対象経費の2/3以内

・補助額 上限200万円

※複数の事業者(上記補助対象者に限る)が連携する場合には、上限は400万円～
2000万円です。*連携小規模事業者数によります。詳細は公募要領をご参照ください。

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ



【*】本事業の趣旨から、社外の代理人のみでの、地域の商工会議所への相談や「事業支援計画書」の交付依頼等を行うことはご遠慮ください。

◆手続きの期限等

[注意] この【熊本地震対策型】と【一般型】との両方の応募はできません。

	第1次受付	第2次受付
1. 申請受付開始	平成28年11月4日(金)	
2. 日本商工会議所(補助金事務局)への申請書類一式の送付締切(上記③)	平成28年11月25日(金) 【締切日当日消印有効】	平成29年1月27日(金) 【締切日当日消印有効】
3. 採択結果公表	平成28年12月中旬(予定)	平成29年3月中旬(予定)
4. 補助事業の実施期限	交付決定通知書受領後から 平成29年12月31日(日)まで	交付決定通知書受領後から 平成29年12月31日(日)まで